

みんなでささえる国保会計



じゅうどう せい ふく し しん きゅう し

～柔道整復師や鍼灸師の正しいかかり方～

柔道整復師(整骨院・接骨院)、鍼灸師(はり、きゅう)、あんま、マッサージにかかることを「施術を受ける」といい、施術には「保険証を使える場合」と「保険証を使えない場合」があります。

【柔道整復】

保険証が使える場合	<ul style="list-style-type: none">外傷性の打撲・ねんざなど応急処置で行う骨折・脱臼医師の同意がある場合の骨折・脱臼
保険証が使えない場合	<ul style="list-style-type: none">日常生活における疲れや肩こりスポーツなどによる肉体疲労病気(神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなど)によるこりや痛み脳疾患後遺症などの慢性症のリハビリ仕事中や通勤途中に起きた負傷 (労災保険からの給付になり、保険は使えません。)

●柔道整復の施術を受ける時の注意！

- ① 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- ② 病院での治療と重複はできません。
- ③ 施術が終了した後に「療養費支給申請書」に署名することが必要です。内容に間違いないか、しっかりと確認をしましょう。
- ④ 必ず領収書を受け取りましょう。



【はり、きゅう、あんま、マッサージ】

これらの施術を受ける時は、医師の同意書または診断書がある場合に限り、保険証を使うことができます。

●はり、きゅうの施術を保険で受けられる疾患

神経痛、リウマチ、五十肩、ぎっくり腰、ムチウチ、頸腕症候群など

●あんま、マッサージの施術を保険で受けられる症状

筋まひ、関節拘縮

※疲労を取るためのマッサージは、保険の対象にはなりませんのでご注意ください。

国保を使って施術を受けられた方に、負傷原因や施術内容について照会させていただく場合があります。医療費適正化の一環として、請求内容に誤りがないかを確認するために行っていますので、ご協力をよろしくお願いします。

○お問い合わせ 【本 庁】住民課 国保係

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係

☎43-2800(課直通)

☎55-3112(課直通)